

建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、汚泥等の焼却施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)																				
株式会社ビートルエンジニアリング 代表取締役 西原 靖博	北九州市若松区 響町一丁目62番39号 (工業専用地域)	敷地面積 8,301.63 m ² 建築面積 1,840.92 m ² (申請部分 1,840.92 m ²) 延床面積 1,907.52 m ² (申請部分 1,907.52 m ²)	<table border="0"> <tr> <td>廃棄物処理施設の種類</td> <td>処理量【日(24時間)】</td> </tr> <tr> <td>・汚泥の焼却施設(m³)</td> <td>37.00</td> </tr> <tr> <td>・廃プラスチック類の焼却施設(t)</td> <td>19.40</td> </tr> <tr> <td>・産業廃棄物の焼却施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 感染性廃棄物(t)</td> <td>29.28</td> </tr> <tr> <td> 木くず(t)</td> <td>46.08</td> </tr> <tr> <td> 紙くず(t)</td> <td>46.08</td> </tr> <tr> <td> 繊維くず(t)</td> <td>46.08</td> </tr> <tr> <td> ゴムくず(t)</td> <td>17.16</td> </tr> <tr> <td> 動植物性残渣(t)</td> <td>47.40</td> </tr> </table>	廃棄物処理施設の種類	処理量【日(24時間)】	・汚泥の焼却施設(m ³)	37.00	・廃プラスチック類の焼却施設(t)	19.40	・産業廃棄物の焼却施設		感染性廃棄物(t)	29.28	木くず(t)	46.08	紙くず(t)	46.08	繊維くず(t)	46.08	ゴムくず(t)	17.16	動植物性残渣(t)	47.40
廃棄物処理施設の種類	処理量【日(24時間)】																						
・汚泥の焼却施設(m ³)	37.00																						
・廃プラスチック類の焼却施設(t)	19.40																						
・産業廃棄物の焼却施設																							
感染性廃棄物(t)	29.28																						
木くず(t)	46.08																						
紙くず(t)	46.08																						
繊維くず(t)	46.08																						
ゴムくず(t)	17.16																						
動植物性残渣(t)	47.40																						

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は昭和47年5月八幡西区において、古紙問屋として創業し、46年にわたり古紙のリサイクル、廃棄物収集運搬処理を業としてきた。平成24年からは、市と連携しインドネシア スラバヤ市において環境インフラ整備等の事業を行っている。スラバヤ市では、医療廃棄物を適正に処理するための小型焼却炉建設計画があり、申請者は今後の小型焼却施設の需要を見据え、当該地に焼却施設を建設し、医療系廃棄物等の処理及び外国人向け研修施設を計画している。

今回の計画により、焼却施設の1日当たりの処理能力が、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。